

岩手県告示第189号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を次のとおり指定する。

平成27年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定区域	埋立地の区分
和賀郡西和賀町下左草80地割90番	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号
和賀郡西和賀町沢内字鍵飯14地割2番1	
花巻市太田第2地割74番及び75番	
久慈市長内町第44地割132番76	
釜石市唐丹町上荒川251番1、250番2及び285番1	
一関市萩荘字松ヶ沢67番14及び67番15	